

# 大気（ばい煙）測定

株式会社サイエンス  
静岡市葵区瀬名中央1-7-55  
電話：054-261-8212  
FAX：054-262-3798  
E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp  
http://www.science-c.co.jp

## 1. 大気汚染防止法の概要

大気汚染防止法が昭和43年に制定され固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について物質の種類ごと、施設の種類、規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者はこの基準を守らねばなりません。



## 2. ばい煙測定とは

「ばい煙」とは物質の燃焼等に伴い発生する以下の物質を指します。

硫黄酸化物  
ばいじん（いわゆるスス）  
有害物質  
①カドミウム及びその化合物  
②塩素及び塩化水素  
③フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素  
④鉛及びその化合物  
⑤窒素酸化物

大気汚染防止法では発生施設を33の項目に分けており、別紙にあります一定規模以上の施設を所有している工場や事業者は定期的に大気汚染物質の濃度測定（ばい煙測定）が義務づけられています。

※ 施設の種類、規模により測定する物質、回数が異なりますので担当までお問い合わせ下さい。

## 3. 現場作業について

弊社の場合測定機器を車載しておりますので測定対象の施設の近くに駐車させて頂き100Vの電源を引かせて頂いております。なお施設が地下に設置してあったり、電源が近くでない等がありますので、あらかじめ現地で打ち合わせまたは下見をさせて頂けると現場作業がスムーズに進みますのでご協力をお願いします。



大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設		別紙
	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力20トン/日 ・燃焼能力50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1t/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上
6	(金属の鍛錬、圧延、熱処理用) 加熱炉	・羽口面断面積 0.5m <sup>2</sup> 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールドタール製品の製造用) 加熱炉	・燃焼能力 50L/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6L/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉	・変圧器定格能力 200kVA 以上
	(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含) 直火炉	・燃焼能力 50L/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	・変圧器定格能力 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ベケット焼成炉含)、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	・原料処理能力 0.5t/時 以上 ・火格子面積 0.5m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.2m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 20L/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1m <sup>3</sup> 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩化第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉	・燃焼能力 3L/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 ・ポンプ動力 1kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80kg/時 以上 ・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
24	(鉛の第二次精錬 [鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用]) 溶解炉	・燃焼能力 10L/時 以上 ・変圧器定格能力 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格能力 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	・容量 0.1m <sup>3</sup> 以上 ・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格能力 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20t/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50L/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35L/時 以上